

インフルエンザによる登園停止について

インフルエンザの流行する時期になってまいりました。インフルエンザは感染力が強く、短期間に多くの人にうつる可能性が高いため、「学校感染症」に指定されています。医師よりインフルエンザと診断された場合は登園をお控えください。

登園の再開基準を以下のようにいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。(学校保健法より)

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」

※ただし、登園可能日になっても頻繁な咳や鼻水などの症状が残っている場合は、登園を見合わせてください。

まあむでは、インフルエンザ報告書を作成・発行しています。インフルエンザが治癒し登園される際には保護者の方が下記の「インフルエンザ報告書」に必要事項を記入の上、登園時にご持参ください。

また、登園時は検温するなど健康観察を必ずお願いします。

医療機関では、インフルエンザに関して登園許可証は発行しませんのでご注意ください。

①

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目(登園)
/	/	/	/	/	/	/

②

①と②の両方を満たしていれば登園可能です

解熱日	1日目	2日目	3日目	4日目(登園)
/	/	/	/	/

..... きりとり

インフルエンザ報告書

ぐみ なまえ

保護者名

インフルエンザ A/インフルエンザ B
(どちらかに○をしてください)

医療機関名